生野区経営会議要綱

（設置）

第１条　区政の総合的かつ効率的、効果的な推進を図り、もって経営の視点から最適な政策判断を行うため（総合的な調整を図るため）、生野区経営会議（以下「経営会議」という。）を置く。

（経営会議の審議事項）

第２条　経営会議は、次に掲げる事項について審議する。

⑴　生野区の行政運営に関する事項

⑵　重要施策及び主要事業計画に関する事項

⑶　その他区長が特に必要と認める事項

（経営会議の組織等）

第３条　経営会議は、議長、及び委員をもって組織する。

２　議長は、区長をもって充てる。

３　委員は、副区長、総務課長、区政推進担当課長、地域まちづくり課長、まちづくり推進担当課長、安心まちづくり担当課長、教育支援担当課長、窓口サービス課長、保険年金担当課長、保健福祉課長、子育て支援担当課長及び生活支援担当課長をもって充てる。

（経営会議の会議）

第４条　経営会議は、議長が招集する。

２　議長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第５条　経営会議の庶務は、総務課において行う。

（委任）

第６条　この要綱に定めるもののほか、経営会議に関し必要な事項は、議長が定める。

附　則

この要綱は平成 24 年５月 10 日から施行する。

附　則

この改正要綱は、平成 24 年８月１日から施行する。

附　則

この改正要綱は、平成 27 年４月１日から施行する。

附　則

この改正要綱は、平成 28 年４月１日から施行する。

附　則

この改正要綱は、平成 29 年４月１日から施行する。

附　則

この改正要綱は、令和８年４月１日から施行する。